

保 育 施 設 利 用 申 請 の ご 案 内

この案内には、教育・保育給付認定や保育施設の利用に関する手続方法等について記載しています。内容をよく読んで、手続きをしてください。

1. 保育施設について

※これより以下、「保育施設」とは保育所（園）及び認定こども園(2号・3号認定)・地域型保育事業のことを指します。

施設類型	特徴	申請先
保育所（園）	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設。対象年齢は、最短で生後57日～小学校就学前(2歳児までの施設有)。	伊丹市教育保育課
地域型保育事業所	原則定員19人以下の小人数の環境で、0～2歳児を預かる事業。小規模保育事業所、事業所内保育事業所等。	伊丹市教育保育課
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ施設。	伊丹市教育保育課 ※西伊丹・いずみ・白ゆりは各園

「2025 年度 学年表」 ※学年は、その年度の4月1日時点における満年齢で決まります。

2024.4.2以降生まれ	0歳児	2022.4.2～2023.4.1生まれ	2歳児	2020.4.2～2021.4.1生まれ	4歳児
2023.4.2～2024.4.1生まれ	1歳児	2021.4.2～2022.4.1生まれ	3歳児	2019.4.2～2020.4.1生まれ	5歳児

「保育施設の利用にあたって」

保育施設では、保育の方針や保育料以外の費用などが施設により異なります。事前に見学に行かれたり、教育保育課にてお渡しする各園の情報を参考にするなどし、実際に、通園が可能かどうかご確認ください。

なお、施設行事等で見学できない場合がありますので、事前に電話等で直接希望される保育施設にお問い合わせください。

保育施設利用の申請・問い合わせ先

伊丹市教育委員会事務局 こども未来部 幼児教育保育室 教育保育課
〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地
TEL：072-784-8035(直通) (平日9時～17時30分)
FAX：072-780-3527

保育施設入所申請についてはこちらへ⇒



2. 教育・保育給付認定について

教育・保育の給付を受けるために必要な認定です。教育・保育給付認定は、子どもの年齢と保育の必要性などに応じて3つの区分があります。

〈 教育・保育給付認定の種類 〉

認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間(1日4時間を基本)	・幼稚園 ・認定こども園(教育利用)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間(1日11時間以内) 保育短時間(1日8時間以内)	・保育所 ・認定こども園(保育利用)
3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間(1日11時間以内) 保育短時間(1日8時間以内)	・保育所 ・認定こども園(保育利用) ・地域型保育事業所

〈 保育の必要性について 〉

保育の必要性が認められるのは、保護者が、それぞれ以下のいずれかの事由に該当する場合です。

事由	保護者の状況
就労・就学	月64時間(週16時間)以上就労(就学)をしている場合 ※夜間就労(保育施設の開所時間外)も可
妊娠・出産	母の出産予定日前8週間(多胎の場合は10週間)又は産後8週間以内の場合 ※出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日で退所となります
疾病・障がい	保護者の疾病や心身の障がいにより、子どもの保育ができない場合
親族の介護	月64時間(週16時間)以上で親族を常時介護・看護していることにより、子どもの保育ができない場合
災害復旧	震災・風水害・火災等の災害復旧にあたっているため、子どもの保育ができない場合
求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合 ※入所後90日以内に就労開始しない場合は、退所となります
虐待やDV	公的書類の提出が必要です。詳しくは、教育保育課にお問い合わせください

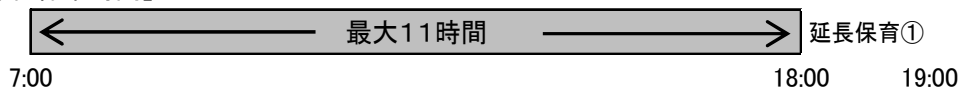
〈 保育の必要量について 〉

保育の必要量について、まずは、保護者の希望を確認し、保育の必要性の事由や勤務時間等に基づき、本市が保育の必要量(「保育標準時間」又は「保育短時間」)を認定します。

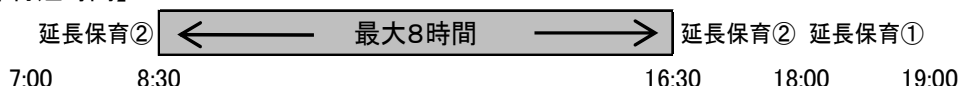
****保育の利用時間について****

例：開所時間が、7時～18時の施設の場合

【保育標準時間】



【保育短時間】



※「保育標準時間」の最大11時間、「保育短時間」の最大8時間は、施設により異なります。

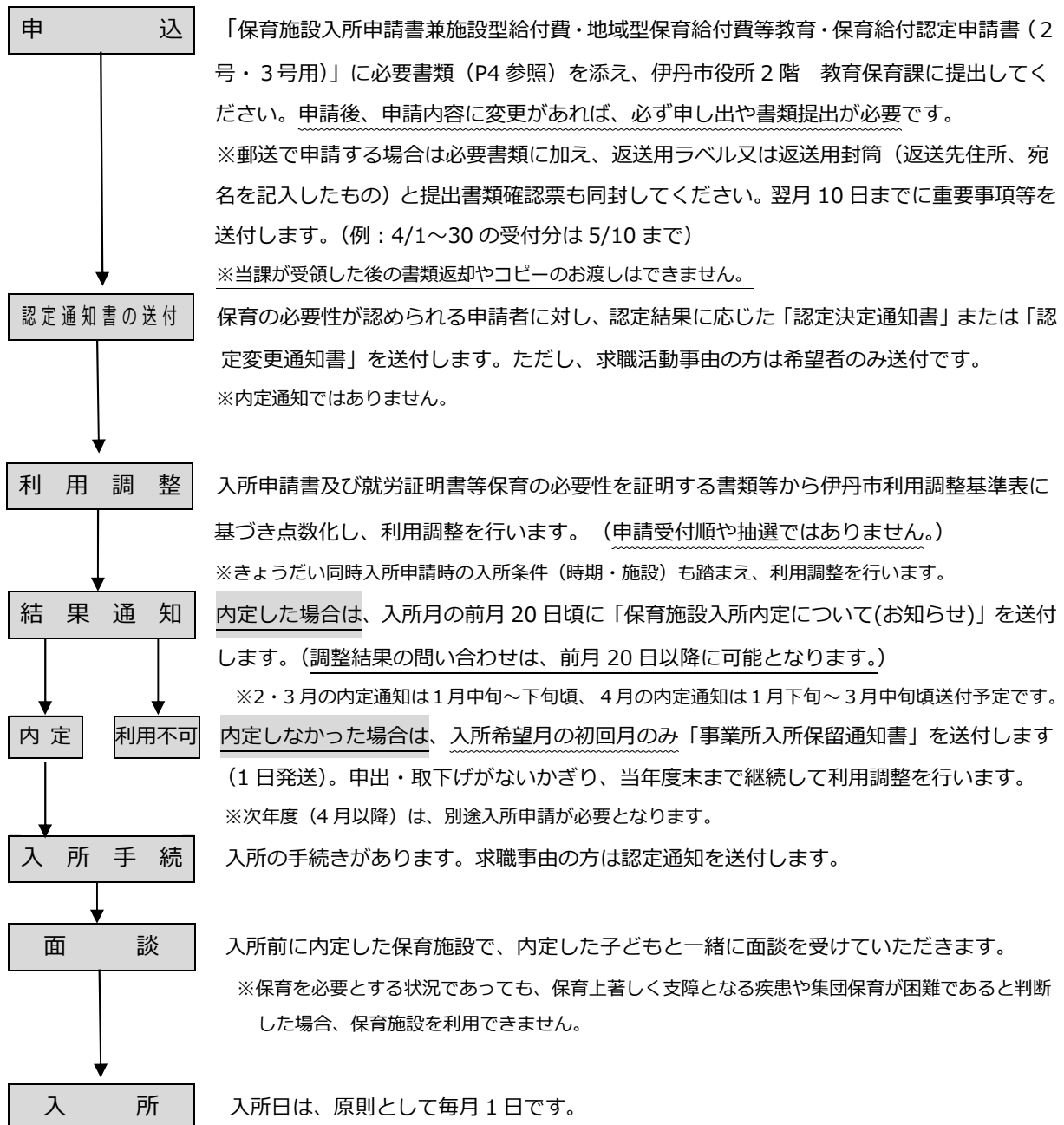
詳細については、別紙「施設別案内」をご参照ください。

※認定された保育必要量は最大の利用可能時間を示すものです。実際の保育時間とは異なります。

そのため、必ずしも希望通りの保育時間となるわけではありません。

※延長保育については、9ページ「7. 主な保育事業について」をご参照ください。

3. 申請と入所の流れについて



〈 入所後について 〉

- ・ 「事業所入所承諾書」及び「保育料（保護者負担額）決定通知書」を原則 1 日頃に発送します。
- ・ 本市に転入予定で申請された場合、入所月の前月 25 日までに本市に住民登録することが必要です。
転入手続き後、教育保育課まで必ず申出ください。
- ・ 入所後、子どもが保育施設での生活に無理なく慣れるよう、入所日から「ならし保育」(午前中保育)があります。
ならし保育の期間等、詳細については、各保育施設での面談時に説明があります。
- ・ 採用予定又は復職予定で入所された方は、入所月翌月 15 日までに勤務開始してください。（就労証明書に記載された事業所に限る。）
- ・ 求職活動（派遣社員の育児休業を除く）で入所された方は、入所日から 3 か月以内に週 16 時間以上の勤務を開始し、必要書類を各自の締切日までに提出してください。

令和7年度 利用調整基準表

(基本点数)

事由	細目	保育をできない理由・状況	父	母	
①	居宅外 労働 (自営業 含む)	週40時間以上勤務	20	20	《17》
		週30時間以上勤務	19	19	《16》
		週24時間以上勤務	18	18	《15》
		週16時間以上勤務	17	17	《14》
	居宅内 労働 (自営業 含む)	週40時間以上勤務	18	18	《15》
		週30時間以上勤務	17	17	《14》
		週24時間以上勤務	16	16	《13》
		週16時間以上勤務	15	15	《12》
	就労 求職活動	週40時間以上の仕事に内定している	17	17	
		週30時間以上の仕事に内定している	16	16	
		週24時間以上の仕事に内定している	15	15	
		週16時間以上の仕事に内定している	14	14	
		求職活動中(※1)	8	8	
	就学	職業訓練学校、専門学校、大学等に週30時間以上就学している(※2)	18	18	
		職業訓練学校、専門学校、大学等に週16時間以上就学している(※2)	16	16	
		通信制学校に就学している場合	10	10	
	内職	内職	10	10	
②		産前産後8週間のうち、必要期間		18	
妊娠・出産		産前10週間、産後8週間のうち、必要期間(多胎児)		20	
③	保護者の疾病 の疾病	入院・寝たきり状態	26	26	
		通院	保育困難である	20	20
		自宅療養	保育やや困難である	16	16
	・障がい	障がい①	身体 1・2級 精神 1・2級 療育 A 判定	22	22
		障がい②	身体 3・4級 精神 3級 療育 B 判定	18	18
	④	病人や障がい者	週40時間以上	18	18
親族の 介護・ 看護	きょうだい 親族	の介護・看護や	週30時間以上	17	17
		入院・通院・通所	週24時間以上	16	16
		の付添い	週16時間以上	15	15
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている場合		20	20	
	倒産による失業等(※3)		20	20	
⑥ 要保護家庭	虐待やDVの恐れがある場合		※4	※4	

(調整点数)

世帯加点・減点	
ひとり親世帯(父又は母の死亡、離婚等)	4
父母がおらず親族が保育している世帯	4
父又は母が単身赴任中(1か月以上)(※5)	3
特別配慮児童	※4
入所申請児童が手帳(※6)有、療育関係施設通園中等	
育児休業明復帰(要給付金証明)	1
派遣社員で復職後の実働先が未定だが、入所後翌月15日までに育児休業から復帰する意志を表した方 基本点数は求職活動中の8点として扱う	4
週16時間未満の就労証明書の提出 基本点数は求職活動中の8点として扱う	4
きょうだい同時申請	2
保育の必要性事由が発生した日(就労開始、育休復帰等)以降に一時保育事業、認可外保育などを利用した場合(育休中、求職中除く)	3
市内認可保育施設に勤務中・復職予定の保育士・保育教諭	6
市内認可保育施設に採用予定の保育士・保育教諭	4
4月1日入所保留となった場合 次年度の4月1日調整まで	5
入所希望月において、きょうだい認可保育施設(2・3号)又は幼稚園(新2・3号)に在籍	2
児童と同居親族で保育可能な場合	-2
父母が自宅や職場できょうだいを保育	-2
保育料滞納 有の場合	-6

(同一点数時の優先順位の取扱いについて)

①	該当保育施設の希望順位が高い方を優先する
②	入所希望月において、きょうだい認可保育施設(2・3号)又は幼稚園(新2・3号)に在籍
③	障がい①に該当
④	入所希望月の早い世帯を優先する
⑤	ひとり親世帯・単身赴任中世帯
⑥	伊丹市民である
⑦	滞納がない世帯を優先する
⑧	きょうだい(小学生以下)の数が多い世帯を優先する
⑨	市民税額(所得割)が低い世帯を優先する

- ・《》は自営業の客観的資料(開業届・営業許可書・確定申告書の控え等)の提出がなく、自営業のホームページ・チラシ・名刺等の提出時の点数
- ・妊娠・出産の認定期間は18点となります。出産予定以前に就労等必要性がある場合は母子手帳とあわせて書類を提出ください
- ・「※1」派遣での育児休業者(実働先不明)の場合を含む
- ・「※2」国立、公立、学校法人の私立、専修学校等
- ・「※3」倒産による失業又は会社都合での失業(雇用保険で確認できる場合)に限る
- ・「※4」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する
- ・「※5」就労証明書の備考欄に「単身赴任であること・開始時期」の明記が必要
- ・「※6」身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を指す
- ・ひとり親世帯の場合は、当該ひとり親の点数に対して、20点を加える
- ・令和7年度4月に入所保留となった場合等の点数は令和8年度に引き継ぐものとする

4. 申込みの受付について【原則、郵送で申し込んでください】

受付場所	教育保育課（伊丹市役所 2 階）もしくは郵送		
受付時間	9：00～17：30（土日祝日、年末年始を除く）		
入所希望月	5月～6月	7月～2024年12月	2025年1月～4月
受付開始	3月1日から	入所希望月の4ヵ月前の1日から（4ヵ月前の1日が土日祝の場合は、翌業務日から）	郵送：9月17日から 11月15日（消印有効）まで
締切日	郵送申請の場合：入所希望月の前々月末まで（消印有効） 窓口提出の場合：入所希望月の前月の10日まで （10日が土日祝の場合は、前業務日まで）		窓口：11月1日から 11月29日17時30分まで

※にじいろ保育について

発達に支援を必要とする子どもが、集団生活の中で、他の子どもたちと共に育ちあい、子どもの成長を促進することを目的としています。専門スタッフの協力を得ながら、発達の状況に応じた支援を行います。

2024年9月現在、公立保育施設（みどり保育園を除く）と、自然保育園、第二自然保育園、クレヨン保育園、夢の木保育園、夢の森保育園、宮ノ前ほたる保育園、荻野クレヨン保育園で実施しております。

2025年4月より、御願塚つばみ保育園、トレジャーキッズいたみ保育園、トレジャーキッズささはら保育園でも実施を予定しております。

保育施設の利用にあたり配慮を必要とする場合、申込前に必ず幼児教育推進課（TEL072-780-4313）までご相談ください。

5. 必要書類について

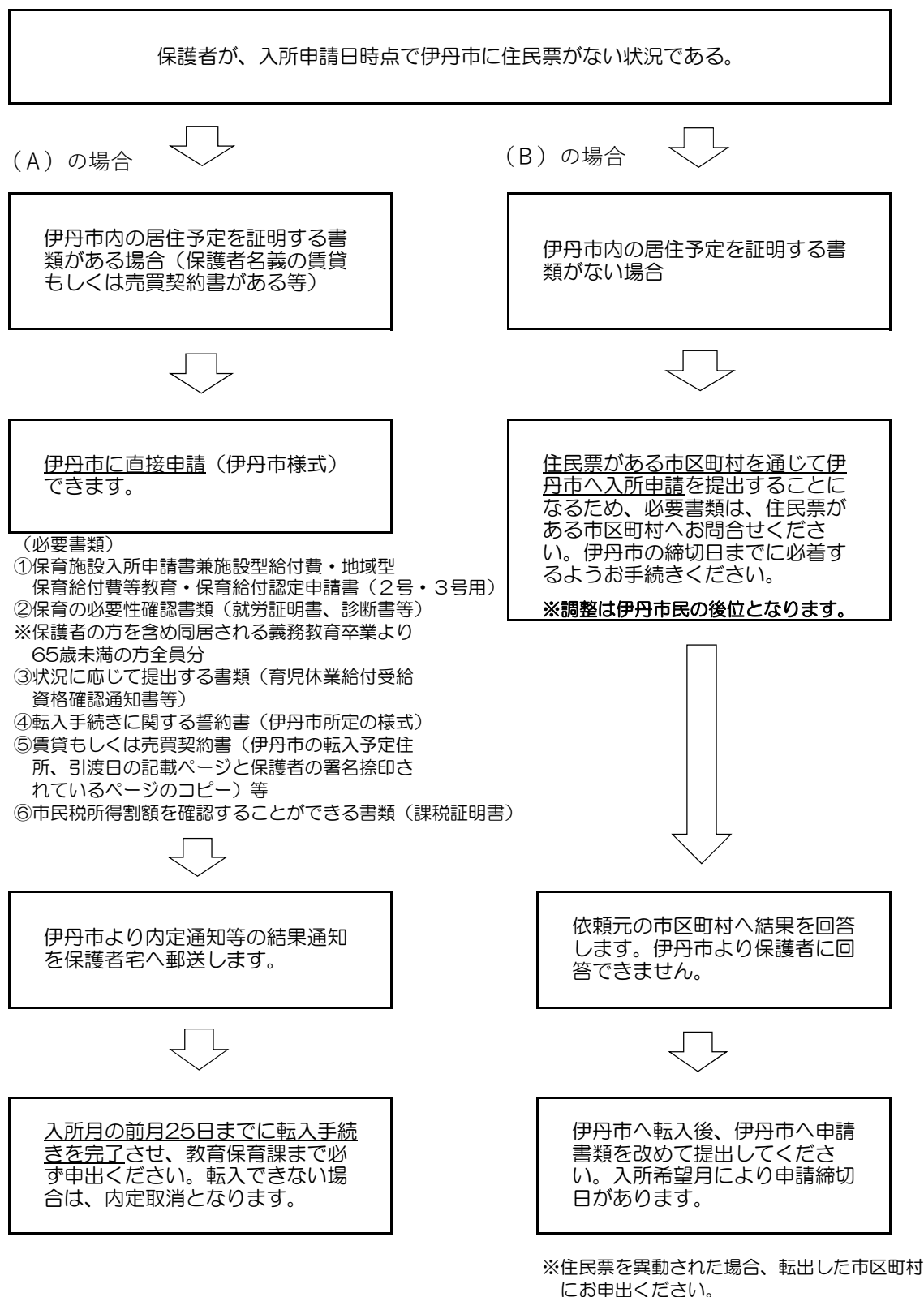
※コピーが必要な書類は、各世帯でコピーを持参ください。教育保育課でコピーをとることはできません。

※郵送申請の方は提出書類確認書と返送用ラベルまたは返送先住所、宛名記載の返送用封筒を同封してください。

必要書類		状況に応じて提出する書類	
1. 保育施設入所申請書兼施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（2号・3号用）		1. 育児休業中の方	・勤務開始申立書 ・育児休業給付金支給決定通知書（注2）
2. 保育の必要性確認書類（父母それぞれに書類が必要）		2. 生活保護世帯	生活保護受給証明書
事由	書類 （証明日が申請日から3か月以内のものに限る）	3. ひとり親世帯	児童扶養手当証書のコピー等
就労	就労証明書 ※教育保育課所定の様式に事業所が就労状況を記入 ※証明年月日がない書類は無効となります。 ※契約期間が切れている書類は無効となります。 ※自営業者は本人が記入＋事業内容のわかる書類 例：確定申告書、税務署への開業届、業務委託契約書のコピー	4. 保育の必要性事由が発生した日（就労開始、育休復帰等）以降に一時保育事業、認可外保育などを利用した場合	【育休中、求職中除く】施設を利用していることがわかる証明書類（領収書等。状況により在職・復職証明書）（注2）
		5. 義務教育を修了した65歳未満の同居者がいる場合	保護者の必要書類に準じる（詳細は、教育保育課にご確認ください） ※求職活動中除く
		6. 伊丹市への転入予定	保護者名義の不動産売買契約書、又は賃貸借契約書コピー（転入先住所、入居可能日、署名捺印のあるもの） 転入手続きに関する誓約書（※教育保育課所定の様式）
		7. 単身赴任の場合	1ヶ月以上の期間単身赴任の状況がわかるもの（就労証明書の備考欄に「単身赴任であること・開始時期」の明記が必要）
求職活動	求職活動状況報告書 ※教育保育課所定の様式	8. 令和6年1月1日に他市町民だった場合	令和6年度課税証明書のコピー（後日提出可）
就学	在学証明書又は学生証のコピー（入学前は合格通知） ＋カリキュラム	注1 保護者：教育保育課様式 注2 提出あれば加算（コピー可） 保護者以外：様式指定なし ____の書類は指定様式に限る	
妊娠・出産	母子健康手帳のコピー（保護者名と分娩予定日がわかる部分） ※産前に別の事由がある場合はその書類もあわせて提出してください。		
疾病・障がい	診断書、又は障害者手帳等のコピー ※診断書は教育保育課所定の様式		
介護・看護	介護・看護を受ける方の診断書（注1）又は 障害者手帳等のコピー＋介護・看護・付添状況報告書 ※介護・看護・付添状況報告書は教育保育課所定の様式		
災害復旧	罹災証明書等		
虐待・DV	保護命令やDV証明等		



< 伊丹市に転入予定の方の入所申請について >



※（B）で申請、その後、書類を添えて（A）で申請した場合、（B）での申請は取下げと
なります。

※（B）の場合は、「事業所入所承諾書」、「事業所入所保留通知」は発送できません。

※伊丹市内の実家等で同居予定の場合は、（A）の場合となり、必要書類⑤にかわり、
申立書（伊丹市所定の様式）の提出が必要です。

6. 0～2歳児クラス 保育料（保護者負担額）について（月額）

保護者負担額表（２号認定・３号認定）				単位（円）	
保育所・認定こども園・地域型保育事業（小規模・事業所内等）					
階層	市民税所得割額		保育の必要量		
			標準時間	短時間	
１	生活保護		０	０	
２－１	非課税	※要保護	０	０	
２－２			０	０	
３－１	均等割のみ	※要保護	４,８００	４,７５０	
			９,６００	９,５００	
３－２	１-４８,５９９	※要保護	７,１５０	７,０００	
			１４,３００	１４,０００	
４－１	４８,６００-５０,８９９	※要保護	８,７５０	８,６００	
			１７,５００	１７,２００	
４－２	５０,９００-５４,６９９	※要保護	９,０００	９,０００	
			２０,０００	１９,７００	
４－３	５４,７００-７７,１００	※要保護	９,０００	９,０００	
			２８,５００	２８,１００	
	７７,１０１-９６,９９９		２８,５００	２８,１００	
５－１	９７,０００-１０８,３９９		３５,４００	３４,９００	
５－２	１０８,４００-１６８,９９９		４２,８００	４２,２００	
６－１	１６９,０００-１９０,２９９		５１,１００	５０,３００	
６－２	１９０,３００-３００,９９９		５８,９００	５８,０００	
７－１	３０１,０００-３３８,９９９		６９,７００	６８,６００	
７－２	３３９,０００-３９６,９９９		７７,６００	７６,４００	
８	３９７,０００ 以上		８７,４００	８６,０００	

※要保護：後記【ひとり親等の要保護世帯について】記載の必要書類を提出した方

【保育料の決定・注意事項について】

○保育料は、父母の市民税所得割額の合算で算出します。但し、調整控除を除く、寄付金控除・住宅借入金等特除・配当控除・外国税額控除等を適用する前の市民税所得割額により決定します。

なお、令和6年度市民税所得割額については、定額減税反映後の額で算定します。

○保育料の算定対象となる課税年度は次のとおりです。

令和6年9月～令和7年8月までの保育料…令和6年度市民税所得割額

令和7年9月～令和8年8月までの保育料…令和7年度市民税所得割額

市民税所得割額を確認することができる書類（課税証明書）

○祖父母・曾祖父母と同居し、父母の年収（児童手当・児童扶養手当等の収入を含む）が、100万円以下の場合は、祖父母（いずれか一番高い方）の税額で保育料を決定します。祖父母の年収も100万円以下の場合は、曾祖父母（いずれか一番高い方）の税額で利用者負担額を決定します。世帯分離をしていても、同住所の場合は同居扱いになります。

二世帯住宅の場合、建物に共有スペースがある場合は、同居とみなします。

○3歳児クラス以上の児童の保育料は無償化されています。延長保育料や給食費は実費となり別途必要です。

○子どもが年度途中で3歳に達しても、年度途中は0～2歳児クラスの金額が適用されます。

○保育の必要量によって、保育料が異なる階層があります。

＜教育保育課で手続きが必要な場合＞

☆世帯構成等に変更があった場合は、翌月から保育料に変更が生じる場合がありますので、必ず教育保育課までお知らせください。

☆税の確認ができない場合は、税申告及び課税証明書の提出を依頼することがあります。また、海外での収入がある場合は、当該収入を含めて保育料を算定します。保育料算出に必要な税情報などが確認できない場合は、最高階層で仮決定し、徴収します。

☆税額の変更については、別途、課税証明書を提出してください。申出翌月から適用します。また、原則、遡及は行いませんが、保育料の変更や遡及徴収を行うことがあります。

【お子様が2人以上いる場合について】

- 同一世帯に2人以上の小学校就学前子どもが、認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・特別支援施設・企業主導型保育施設に入所し又は、児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合、年齢の高い方から2番目以降の子どもの保育料（市で決定している認可保育施設の保育料）は無料となります。但し、市民税所得割額の合計額が57,700円未満の世帯については、在宅保育や認可外も含め入所施設に関わりなく、年齢制限を撤廃します。条件に該当すると思われるが、無料となっていない場合等は、お問合わせください。
- 市民税所得割額の合計額が77,101円未満かつ、ひとり親等の要保護世帯の証明を提出された場合、第1子は各階層の要保護欄に記載されている金額が適用され、第2子以降の利用者負担額は無料となります。

【ひとり親等の要保護世帯について】

- 以下の世帯状況に該当する場合は、必要書類に記載されているいずれかの書類のコピーを入所が決定した際にご提出ください。
- すでに入所している場合で、新たに世帯状況に当てはまった場合は、必要書類を提出してください。なお年度を超えての遡及は行いません。
- 世帯状況が変わったときは、必ず申し出てください。（例：婚姻等で児童扶養手当の資格を喪失した場合、障害者手帳所持者と同居しなくなった場合など）

世帯状況		必要書類
1	ひとり親世帯	①児童扶養手当証書②母子家庭等医療費受給者証③遺族基礎年金の受給がわかるもの④戸籍謄本+保険証（ひとり親家庭であって、子を扶養していることがわかるもの） ①～④のいずれか1点
2	同居世帯が障害者手帳の交付を受けている世帯	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
3	特別児童扶養手当支給対象児童がいる世帯	特別児童扶養手当証書
4	同居者が障害基礎年金を受給している世帯	障害基礎年金の受給がわかるもの

※保険証の写しを添付する際には、事前に被保険者記号・番号が複写されないようマスキング等を行ったうえで写しを添付してください。

※各種証明・手帳等の写しは、有効期限を確認のうえ、最新のものを提出してください。

【保育料の納付・滞納について】

- 保育料は保育にかかる費用の一部を、法に基づき保護者に負担していただくもので、保育施設の運営の原資となります。
- 納付しなければ、地方税の滞納処分の例により、財産の差押等の処分（給与の差押え等）を受けることがあります。（根拠法：子ども・子育て支援法附則第6条第7項及び児童福祉法第56条第7項及び第8項）納付されない場合は、退所勧告を行うことがありますので、ご注意ください。
- 納付は原則口座振替です。詳細は入所手続き時にご案内します。引き落としができない場合、督促状及び納付書（手数料80円加算）を送付します。
- 督促状発送後は、金額により延滞金が発生し納付まで加算されます。督促状送付後も納付がないと、法令の規定に基づき、滞納処分（給与の差押え等）を実施する場合があります。

お子様が2人以上いる場合の数え方

◆市民税所得割額が57,700円以上の世帯

小学校就学前の子どもは、認定こども園・幼稚園・認可保育所・地域型保育事業・特別支援施設・企業主導型保育施設等に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援等を利用している子どものみを数えます。

0歳	1歳	2歳	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	小学 1年生	小学 2年生	小学 3年生
								
第3子		第2子	カウント しない	第1子	カウント しない	小1以上はカウントしない		
無料		無料						

◆市民税所得割額が57,700円未満の世帯

0歳	1歳	2歳	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	小学 1年生	小学 2年生	小学 3年生
								
		第4子	第3子		第2子		第1子	
無料						小1以上もカウントする →		

◆市民税所得割額が77,101円未満 かつ ひとり親等の要保護世帯 (年収360万円未満相当)

0歳	1歳	2歳	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	小学 1年生	小学 2年生	小学 3年生
								
第2子		第1子						
無料	各階層の要保護欄 の保育料					小1以上もカウントする →		

7. 主な保育事業について

伊丹市内の保育施設では、保育所事業と併せて下記の事業も実施しています。11、12 ページの伊丹市内保育施設一覧の「実施事業」欄をご覧ください。詳細については、各保育施設へ直接お問い合わせください。

【にじいろ保育事業】 実施保育施設：11、12 ページの一覧のとおり

発達に支援を必要とする子どもが、集団生活の中で他の児童と共に育ち合い、子どもの成長を促進することを目的としています。専門スタッフの協力を得ながら、発達の状況に応じた支援を行います。

【延長保育事業】 実施保育施設：全保育施設

保護者の就労形態の多様化に伴い、本来の利用可能時間を越えて保育を必要とする世帯の子どもを支援する保育施設の事業です。同事業は、保育を必要とする事由が原則として父母共に「就労」の場合、利用することができます。入所前から延長保育を検討されている場合は、必ず事前に各保育施設にお問い合わせください。（市が実施主体ではありません）

※ポピンズナーサリースクール伊丹・アートチャイルドケア伊丹・西伊丹幼稚園は 2 時間、その他の施設は 1 時間の延長保育を実施しています。

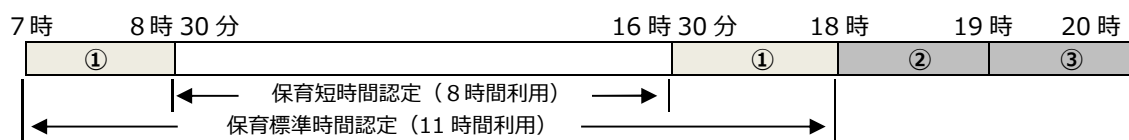
※延長保育の利用は、延長保育が必要な日・時間に限ります。なお、土曜日は実施していません。

※延長保育は入所中の保育施設に前月までの申請となっております。入所された月は利用できません。

※その他、対象年齢など詳細な内容については各保育施設に直接お問い合わせください。

＜利用料金＞ 利用日数・利用時間にかかわらず月額制です。（市内全保育施設均一）

例）7 時間開園施設の場合



(1) 上記①の範囲（保育標準時間の範囲）： **月額 500 円**（生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料）

※保育短時間認定のみ

(2) 上記②の範囲（1 時間延長）： **月額 4,000 円**（生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は月額 1,000 円）

(3) 上記②+③の範囲（2 時間延長）： **月額 7,000 円**（生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は月額 2,000 円）

※2 時間延長は、ポピンズナーサリースクール伊丹・アートチャイルドケア伊丹・西伊丹幼稚園のみ実施

【一時保育事業】 実施保育施設：11、12 ページの一覧のとおり

一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育を支援する事業です。

実施保育施設に直接お問い合わせのうえ、お申込みください。（施設の状況などにより、利用をお断りする場合があります）

利用料金：1 人あたり、**日額 2,500 円**＋飲食費（生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は日額 1,000 円）

非定型的保育サービス事業	保護者の就労形態により、家庭での保育が断続的に困難となる子どもに対する保育サービス
緊急保育サービス事業	保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする子どもに対する保育サービス
私的理由による保育サービス事業	保護者の育児に伴う心身の負担を軽減解消するための保育サービス

【休日保育事業】

日曜・祝日の保護者の勤務等により、休日保育を必要とする子どものための保育を実施しています。

実施施設	①有岡乳児保育所 ②長尾保育所 ③ポピンズナーサリースクール伊丹
対象児童	生後 3 か月に達しており、①②は当該保育所の入所児童・③は伊丹市在住の児童
実施日	日曜日・祝日(年末年始は除く)
実施時間	8:00 ～ 18:00
その他	休日保育の利用については、実施保育施設に申請の上、利用の許可が必要です。詳細は、各実施保育施設にお問い合わせください。

【病児・病後児保育事業】

病気などで家庭や集団での保育が困難な乳幼児等を一時的にお預かりする事業です。

実施施設 みどり保育園、ポピンズナーサリースクール伊丹

対象年齢 生後6か月から12歳（小学校就学）まで

1日利用料金 2,000円（生活保護世帯 無料、非課税世帯 1,000円）※施設によって実費あり

※利用する可能性があるときは、事前に利用登録をしておく必要があります。

利用方法等の詳細は教育保育課ホームページをご参照ください。 →



【地域子育て支援拠点事業】

親子で気軽に集い、遊びや他の利用者と情報交換することで仲間を増やせる楽しい出会いの場を提供しています。主に遊び場の提供や育児相談等となりますが、独自の事業も行っておりますので、詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

実 施 施 設	実 施 場 所	曜 日
わかば・さくらだい・神津こども園 むっくむっくルーム	各こども園内	月・火・水・木・金 (祝日・年末年始除く)
西伊丹 むっくむっくルーム	西伊丹幼稚園内	

【地域活動事業】

保育施設の園庭を地域の子どもに開放する等、遊び場の提供や地域の子どもと園庭で交流を図っています。随時、育児等のご相談も受け付けており、電話での「もしもし育児相談」を実施しています。

また、老人福祉施設等の訪問や地域のお年寄りとの交流を深め、世代間のふれあい活動を実施しています。

※もしもし育児相談（公立の保育施設(みどり保育園を除く)のみで実施)

利 用 時 間：月曜日～金曜日の10：00～17：00

8. 0～2歳児クラスまでの保育施設の3歳児クラスからの移行先について

施設区分		施設名	3歳児クラスからの移行先
①	保育所	有岡乳児保育所	第4希望までの意向調査を行い、 いずれかの施設に移行していただきます。 (意向調査時期：11～12月)
		ポピンズナーサリースクール伊丹	
		ふじキッズ保育園	
	小規模 保育所	あそか苑まあや保育所	
		伊丹くじら小規模保育園	
		イタミ・サン保育園	
		伊丹はぐくみ若菱保育園	
	事業所内保	みどり保育園	
②	保育所	自然保育園	第二自然保育園（※）
		すくすくベビー保育園	すくすくキッズ保育園（※）
		宮ノ前ほたるベビー保育園	宮ノ前ほたる保育園（※）

※ ②については、指定の施設を希望しない場合、退所となります。

伊丹市内認可保育施設一覧

- ブロック別に掲載しています。
○居住するブロック・小学校区に関わらず、どの施設でも入所希望できます。
○「類型」、「実施事業等」の説明は、次のページをご覧ください。

Aブロック（伊丹・有岡・鈴原・南小学校区）

施設名	類型	設置	定員 (人)	所在地	電話	受入可能 月齢等	実施事業等						
							一時	休日	車	地活	にじいろ	地掘	病保
こばと保育所	保	公	90	稲野町2-3-5	772-1074	3か月			○	○	○		
中央保育所	保	公	180	行基町1-50	779-6643	3か月			○	○	○		
アートチャイルドケア伊丹	保	私	60	平松5-2-17	781-0230	57日	○		○				
有岡乳児保育所	保	私	110	西台3-7-1	772-4791	57日 (2歳児まで)		○	○				
伊丹稲野えほんの森保育園(仮称)	保	私	71	稲野町7-63	050-3757-4453	5か月	○			○			
伊丹くじら保育園	保	私	80	清水2-3-28	768-9415	57日			○				
伊丹クレセール保育園	保	私	60	北本町2-131-1	773-7671	3か月	○		○	○			
伊丹はぐみ中央保育園	保	私	60	中央4-6-7	785-8993	3か月				○			
伊丹保育所	保	私	110	伊丹5-1-5	782-3633	3か月	○		○	○			
伊丹森のほいくえん	保	私	150	稲野町5-76	776-4234	3か月	○						
梅ノ木くじら保育園	保	私	60	梅ノ木4-6-8	770-0314	57日							
木下の保育園伊丹(仮称)	保	私	60	西台5-2-以降未定	03-5908-2406 (本社直通)	3か月							
御願塚つぼみ保育園	保	私	60	御願塚3-8-13	764-6820	57日			○	○	○		
サンライズキッズ保育園伊丹園	保	私	36	中央1-4-18	050-5807-2382	3か月	○			○			
新伊丹そらいろ保育園(仮称)	保	私	60	御願塚1-3-以降未定	011-211-6840 (札幌本部)	6か月							
すぐり保育園	保	私	120	東有岡1-18-20	787-6501	3か月				○			
トレジャーキッズいたみ保育園	保	私	60	西台5-3-20	744-5567	3か月	○			○	○		
ポピンズナーサリースクール伊丹	保	私	45	中央1-1-1 5F	744-1991	57日 (2歳児まで)	○	○	○	○			○
宮ノ前ほたる保育園	※1	保	私	54	宮ノ前3-4-23	703-1102	3歳			○	○	○	
宮ノ前ほたるベビー保育園		保	私	51	宮ノ前1-3-13	703-1102	3か月			○	○		
やわらぎ保育園	保	私	90	伊丹2-3-27	778-5880	57日			○	○			
わかばこども園	認	公	270 ※2	御願塚6-1-5	744-1331	3か月			○	○	○	○	
イタミ・サン保育園	小	私	19	中央5-2-24	777-5144	57日 (2歳児まで)	○		○	○			
伊丹くじら小規模保育園	小	私	19	南本町1-1-12	782-9410	57日 (2歳児まで)	○		○				
伊丹はぐみ若菱保育園	小	私	19	若菱町2-46	784-8993	3か月 (2歳児まで)	○						

※1: 本園(宮ノ前ほたる保育園)が3～5歳児、分園(宮ノ前ほたるベビー保育園)が0～2歳児までとなります。

※2: 定員は、1号認定を含む人数です。

Bブロック（稲野・池尻・桜台・花里小学校区）

施設名	類型	設置	定員 (人)	所在地	電話	受入可能 月齢等	実施事業等						
							一時	休日	車	地活	にじいろ	地掘	病保
あそかの木保育園	保	私	120	中野西1-165	777-3890	3か月	○		○	○			
風の子保育園	保	私	80	西野5-309-2	767-1087	3か月	○		○	○			
京進のほいくえんHOPPA伊丹千僧	保	私	60	千僧2-140-5	764-6561	57日	○						
クレヨン保育園	保	私	50	池尻3-430-1	777-4732	3か月	○		○	○	○		
千僧森のほいくえん	保	私	50	千僧5-158-1	741-4923	3か月	○						
さくらだいこども園	認	公	220 ※3	中野西4-92	767-6192	3か月			○	○	○	○	
伊丹ひまわりこども園	認	私	129 ※4	昆陽池1-39	777-2678	4か月	○			○			
西伊丹幼稚園	※5	認	私	405	寺本5-373	783-2351	6か月			○	○		○
あそか苑まあや保育所		小	私	19	中野西1-7-4	770-5203	6か月 (2歳児まで)	○		○	○		
みどり保育園	事	公	30	昆陽池1-100	777-5775	3か月 (2歳児まで)			○				○

※3: 定員は、1号認定を含む人数です。

※4: 定員は、1号認定を含む人数です。

※5: 園に直接申請してください。定員は1号認定を含む人数です。

Cブロック（神津小学校区）

施設名	類型	設置	定員 (人)	所在地	電話	受入可能 月齢等	実施事業等						
							一時	休日	車	地活	にじいろ	地抛	病保
神津こども園	認	公	200 ※6	森本1-8-25	782-0200	3か月			○	○	○	○	

※6:定員は、1号認定を含む人数です。

Dブロック（緑丘・瑞穂小学校区）

施設名	類型	設置	定員 (人)	所在地	電話	受入可能 月齢等	実施事業等						
							一時	休日	車	地活	にじいろ	地抛	病保
北保育所	保	公	150	北園1-13	770-1217	3か月			○	○	○		
夢の木保育園	※7	保	私	50	瑞穂町4-77	772-7881	3か月	○		○	○	○	
夢の森保育園		保	私	60	大鹿5-50-1	785-5552	3か月	○		○	○	○	
白ゆり幼稚園	※8	認	私	638	春日丘3-50	782-3077	1歳児			○	○		

※7:どちらの園に在籍するかは、入所時に施設長が決定します。

※8:園に直接申請してください。定員は1号認定を含む人数です。

Eブロック（荻野・天神川・鴻池小学校区）

施設名	類型	設置	定員 (人)	所在地	電話	受入可能 月齢等	実施事業等						
							一時	休日	車	地活	にじいろ	地抛	病保
荻野保育所	保	公	120	荻野8-33-5	770-4352	3か月			○	○	○		
荻野クレヨン保育園	保	私	60	荻野1-22-2	777-2228	3か月	○		○	○	○		
自然保育園	保	私	40	鴻池4-9-12	777-5890	3か月 (2歳児まで)	○		○		○		
心音つばさ保育園	保	私	100	瑞原2-52	777-0283	3か月	○		○				
すくすくキッズ保育園	※9	保	私	50	東野1-21-1	743-9090	1歳児	○		○	○		
すくすくベビー保育園		保	私	20	東野3-40-3	703-8080	57日			○	○		
第二自然保育園	保	私	70	鴻池4-6-9	782-5777	3か月	○		○		○		
長尾保育所	保	私	160	北野3-48-2	783-6793	3か月	○	○	○				
いずみ幼稚園	※10	認	私	435	荒牧7-6-21	778-0122	6か月			○	○		

※9:本園(すくすくキッズ保育園)と分園(すくすくベビー保育園)のどちらに在籍するかは、入所時に施設長が決定します。

なお、分園は0～2歳児までの施設です。

※10:園に直接申請してください。定員は1号認定を含む人数です。

Fブロック（摂陽・笹原・昆陽里小学校区）

施設名	類型	設置	定員 (人)	所在地	電話	受入可能 月齢等	実施事業等						
							一時	休日	車	地活	にじいろ	地抛	病保
ひかり保育園	保	公	120	堀池3-7-26	779-5400	57日			○	○	○		
伊丹うち保育園	保	私	120	野間北5-3-1	781-1700	3か月	○			○			
伊丹はぐみ南野保育園	保	私	110	南野北1-2-18	772-8993	3か月	○						
トレジャーキッズささはら保育園	保	私	60	野間3-1-18	744-7166	3か月			○	○	○		
ふじキッズ保育園	保	私	24	安堂寺町6-402	782-8811	57日 (2歳児まで)			○	○			
ささはらこども園	認	公	270 ※11	野間1-10-16	767-7127	3か月			○	○	○		

※11:定員は、1号認定を含む人数です。

「類型」についての説明

保	保育所(園)
認	認定こども園
小	小規模保育事業所
事	事業所内 保育事業所

「実施事業等」についての説明

一時	一時保育事業
休日	休日保育事業 (対象者は、施設により異なります)
車	車での送迎を認めている(専用駐車場があるとは限りません。※路上駐車は厳禁です)
地活	地域活動事業
にじいろ	にじいろ保育事業
地抛	地域子育て支援拠点事業
病保	病児保育事業・病後児保育事業

教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは？

認可保育施設や幼稚園（新制度移行済みの幼稚園）等を利用するために必要となります。
認可保育施設等に入所する方は、申請をして2号又は3号の認定を受ける必要があります。

〇3号認定から2号認定への区分変更について

教育・保育給付認定 区分の有効期間	3号	満3歳の誕生日の前々日まで
	2号	満3歳の誕生日の前日から就学前まで

有効期間に合わせて伊丹市が
「認定決定通知書」を発行します。



ご注意

- ・認定は遡ることはできません。
（当月20日までに認定に係る書類を提出されると翌月1日からの認定（変更）となります。）
- ・保護者の住民票が市外にある場合、伊丹市での認定はできません。

Q & A

Q 認定決定通知書とは、どのようなものですか？

- ・保護者からの申請により、保護者の居住地である伊丹市が認定した、認定区分、保育必要量、有効期間等が記載されています。

Q 有効期間の認定基準は、父母どちらになりますか？

- ・原則、父又は母の認定事由の満了時期が早い方を基に認定を決定します。

Q 教育保育課に保育施設の入所申請書を提出すると認定を受けられるのですか？

- ・伊丹市の保育施設入所申請書は教育・保育給付認定申請書（2号・3号用）兼用の様式のため、入所申請の受理日より概ね1～2ヶ月以内に認定決定通知書を送付します。ただし、求職活動事由での認定は年度に1度しか受けられない（認定変更がない場合）ことから、求職活動事由の世帯は希望者のみの送付となります。

Q 認定区分、保育必要量、事由の変更に伴う有効期間の変更がある場合や転出する場合は、手続きが必要ですか？

- ・手続きや申出が必要です。内容により必要書類が異なります。申出や変更手続きがない場合は、認定を取消させていただきます。

Q 認定変更を希望します。いつまでに書類を提出すればいいですか？

- ・希望月の前月20日までに教育保育課へ直接提出してください。原則、翌月1日よりの変更となります。

Q 標準時間認定の子どもは、朝7時に保育所へ行くのですか？

- ・世帯ごとの保育時間は違います。保育時間は、就労の場合は通勤時間と勤務時間です。求職活動中や育児休業中等の世帯は、各施設長が保育時間を決定します。保育時間に合わせて登降園してください。

Q 別居中です。ひとり親世帯として認定されますか？

- ・ひとり親世帯と認めるのは、離婚届を提出済みまたは離婚調停中（調停に関する書類のコピーが提出可能）であり、かつ住民票が別（世帯分離不可）であることが伊丹市教育保育課としての条件です。

Q 保育の必要性を証明する書類は、1度の提出のみですか？

- ・入所申請は年度ごとの有効期間となるため、新年度申請の提出には、原則、保育の必要性を証明する書類が必要となります。入所後も年に1度、「現況届」の提出を求めます。

Q 認可保育施設等在籍中に認定有効期間満了を迎えると保育所に通えないのですか？

- ・有効期間満了月の20日までに、翌月1日より認定を受けるために必要な手続きをしてください。認定有効期間満了を迎えると退所となります。

Q 週16時間以上の勤務を開始したので認定変更をします。上の子が幼稚園在籍で施設等利用給付認定を受けています。保育所の教育・保育給付認定と同一様式ですか？

- ・就労証明書等の必要性を証明する書類は共有できますが、認定変更申請書は「教育・保育給付認定」「施設等利用給付認定」で別になります。

※ 状況に合わせて必要書類が異なります。詳細は、教育保育課へお問合せください。

よくある質問Q&A

1. 入所申請書類に関して

Q. 申請書類は、教育保育課窓口での配布だけですか？

A. 電子申請、郵送、電話での依頼や、市ホームページから必要書類をダウンロードすることもできます。詳細は、市ホームページやお電話にてご確認ください。

Q. 申請に必要な書類は？

A. 申請書及び保育の必要性確認書類（就労証明書など）については、申請者全員が提出する必要があります。その他提出書類は世帯の状況や事由によって変わりますので、詳細は、本案内冊子4ページをご確認ください。また、別紙「入所申請に関する大切なお知らせ」を参考にしてください。

Q. きょうだい同時に申請する場合、書類は人数分必要ですか？

A. 保育施設入所申請書兼施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（2号・3号用）は、子どもの人数分必要です。それ以外の必要書類は、1部ずつご用意ください。

Q. 単身赴任中や学校の寮にいる家族は、記入しますか？また、同居だが世帯分離している場合は？

A. 同居していない家族についても、記入してください。また、住民票上別世帯として登録していても、同じ住所で暮らしている場合は記入してください。

Q. 入所申請書には希望保育施設はいくつまで記入できますか？

A. 最大 30 施設まで記入していただけます。（10 施設以上の場合、余白部分や別紙をお使いください。）ただし、通える範囲内の施設を記入するようにしてください。

Q. 希望施設は1つの方が有利になりますか？

A. 希望施設の数が増え調整点数に加味されることはありません。施設によっては、希望者の多いところもあります。最大 30 施設まで記入可能ですので、ご自宅の近くだけでなく通勤経路等もふまえて検討してください。

Q. 認可外保育施設を利用しています。提出しなければならない書類はありますか？

A. 就労（週 16 時間以上）等（育児休業、求職活動除く）の事由で利用している場合、保育の必要性の事由が発生した日以降（復職以降、就労開始以降）にお子さまが認可外保育施設等に在籍していることが確認できるもの（領収書のコピーなど）を提出いただければ、調整点数が変わります。

Q. どの保育施設に空きがありますか？

A. 現在空き状況は非公開です。毎月の待機児童数を市ホームページで公開しております。

2. 入所申請書類の提出・受付に関して

Q. 受付期間はありますか？

A. 入所希望月の4か月前から受付開始、前月 10 日（土日祝日の場合は前開庁日）締切です。郵送申請の場合は入所希望月の前々月末日の消印有効です。※1～4月入所申請に関しては、別途期間を設けております。

Q. 4月入所申請受付期間は、いつですか？

A. 9月中旬以降に詳細が決定しますので、広報やホームページで受付期間等を掲載予定です。

Q. 入所申請は、毎月行う必要がありますか？

A. 取り下げないかぎり、申請書の有効期限は年度末までのため、申請は不要です（状況変更に伴う書類提出がない場合など申請を却下する場合もあり）。ただし、翌年度以降も保育施設入所申請を継続して希望する場合は、改めて入所申請が必要です。

Q. 教育保育課で市内全ての認可保育施設の入所申請ができますか？

A. 一部の私立認定こども園（西伊丹幼稚園、いずみ幼稚園、白ゆり幼稚園）は、それぞれの園へ直接申請してください。他の認可保育施設、公立認定こども園は伊丹市に住民登録のある世帯は、教育保育課へ申請してください。

Q. 私立の認定こども園（西伊丹幼稚園、いずみ幼稚園、白ゆり幼稚園の保育利用）と併願申請は可能ですか？

A. 可能です。両方に内定が出た場合は、辞退する施設や教育保育課に速やかに連絡を入れてください。教育保育課にて申請した保育施設については「入所辞退・入所申請取下げ届」を速やかに提出してください。

Q. 教育保育課窓口が混み合う時期や時間帯は、ありますか？

A. 窓口は常に混みあい時間がかかりますので原則、郵送での申請を推奨しています。

Q. 育児休業中ですが、入所申請はいつからできますか？

A. 入所申請時期の限定はありませんが、保育施設への入所が決定した場合、入所月の翌月15日までに復職しなければなりません。

Q. 出産を控えていますか、就労での申請ができますか？

A. 妊娠・出産の認定期間は、就労の状況でも妊娠・出産点数での調整となります。妊娠・出産期間以降も申請や在籍を希望する場合は、出産前の事由を証明する書類をあわせて提出してください。申請時に提出がなければ、妊娠・出産期間満了で申請取下げ又は退所となります。

Q. 出生前からでも申請は可能ですか？

A. 4月入所申請は申込締切日が通常より早くなるため、出生前でも申込できます。受入可能な月齢（生後57日または生後3か月を経過してから）が施設により異なるため、詳細は、市内保育施設一覧をご確認ください。出産日より、受入可能な月齢を経過しない場合は内定取消となります。5月入所の予約はできません。

3. 利用調整に関して

Q. 入所は、申請書類の提出順に決まりますか？

A. 提出順ではありません。保育の必要性に基づいた基礎点数、世帯やきょうだいの状況に応じた調整点数、きょうだい同時入所申請時の入所条件（時期・施設）をもとに利用調整を行います。

Q. 4月には必ず入所できますか？

A. 利用調整を行いますので、必ず入所できるとは限りません。

Q. 申請をする前に、保育施設に見学に行くほうがよいですか？

A. 見学は自由です。保護者様の意思で決めてください。なお、見学に行ったからといって利用調整上、有利になることはありません。また、見学は保育施設と事前調整が必要です。

Q. 市役所に何度も行ったり、直接保育施設にお願いしたら入所できますか？

A. 伊丹市教育保育課で利用調整を行いますので、提出された書類以外は加味されません。

4. 入所申請受付後に関して

Q. 申請後に入所希望施設や希望している調整の条件（例：同時入所など）を変更できますか？

A. はい。締切日（新規入所申請に準じる）までに「入所希望施設等変更届」を提出してください。

Q. 入所内定通知はいつごろ届きますか？

A. 5月～1月については、入所月の前月20日頃に、2月～3月は1月中旬～1月下旬頃、4月は1月下旬～3月中旬頃に発送します。

Q. 内定すると、どのような手続きがありますか？

A. 教育保育課へ保育料の口座振替等の書類を提出したり、内定施設で面談を行います。

Q. 入所内定しない場合の通知はありますか？

A. 入所申請希望月の1日以降に「事業所入所保留通知書」を発送します。※年度の初回のみでの発送です。

Q. 待機期間中に退職や妊娠など状況に変更が生じた場合、申出が必要ですか？

A. はい。申請内容の状況に変更が生じた場合、速やかに申し出てください。申出や変更後の必要性を証明する書類の提出がない場合、申請の取下げまたは内定取消しとなりますので、ご注意ください。

5. その他の質問に関して

Q. 子どものアレルギーや健康上の不安があるのですが、入所できますか？

A. アレルギーで除去食対応が必要な場合、医師からの診断書等を入所内定保育施設に提出されると、除去食やお弁当持参等の対応をします。保育上著しく支障となる疾患や集団保育が困難であると判断した場合、保育施設を利用できません。

Q. 現在、伊丹市外に住んでいますが、伊丹市に転入予定です。この場合の入所申請手続きは？

A. 本案内冊子5ページ「伊丹市に転入予定の保護者様へ」をご一読ください。

6. 入所後に関して

Q. ならし保育は必要ですか？

A. はい。ならし保育は、お子さまが少しずつ保育施設になれていただく大切な期間です。1～2時間の短い時間から少しずつ延ばしていきます。2週間程度の期間、保護者様には、大きな負担をかけますがご協力ください。

Q. 標準時間認定なので、7時～18時まで預けてもいいですか？

A. 認定された保育必要量は最大の利用可能時間を示すものです。保育時間は認定事由や勤務時間等を鑑みて、各施設の判断により決定されます。

Q. 延長保育を利用していません。18時に保育所に着けばいいですか？

A. 18時にはお子さまと保育所を出なければなりません。時間に余裕をもって迎えに行ってください。

Q. 延長保育を利用したいのですが？

A. 利用申請手続きが必要となるため、入所施設に申し出いただき、手続きをお尋ねください。

Q. 就労で保育所を利用しています。妊娠した場合、育児休業期間も継続できますか？

A. 妊娠・出産の事由や育児休業の事由の認定変更の手続きが必要です。認定変更に必要な手続きを行い、認定を受けることができれば、育児休業期間も継続することが可能です。

Q. 伊丹市の認可保育施設に在籍したまま、里帰り出産で帰郷した先で保育施設を利用できますか？

A. 他市の一時保育や認可外保育施設は利用できますが、他市の幼稚園や認可保育施設、認定こども園の在籍はできません。

Q. 子どもが体調不良で保育所を休ませますが、仕事に行かなければなりません。どのような方法がありますか？

A. 伊丹市ではみどり保育園とポピンズナーサリースクール伊丹にて、病児・病後児保育事業を実施しております。詳細については、直接各施設にお問い合わせください。

Q. 転所（保育施設の変更）を申請する場合、どうすればいいですか？

A. 「保育施設転所申請書」を転所希望月の前月10日（土日祝日の場合は前開庁日）までに教育保育課に提出してください。但し、新規の入所申請を優先的に調整する為、必ず転所できるとは限りません。1月～4月が希望月の場合は、締切日が変更になりますので、秋頃に広報又はHPをご確認ください。

Q. 市外へ転居します。保育所は継続できますか？

A. 住民票を異動した月末日で退所となります。保育施設の継続利用を希望される場合、転出先の市区町村からの手続きが必要になります。希望に添えない場合もあります。継続できる場合、年度末までとなります。

Q. 退所する場合、どのような手続きをすればいいですか？

A. 「保育施設退所届」を、退所される当月20日までに教育保育課へご提出ください。教育保育課で受理した退所届は取下げできません。

7. 保育料（給食費）に関して

Q. 保育料は、どうやって決まりますか？

A. 父母の市民税所得割額で決まります。直系尊属と同居している場合で、父母の収入が100万以下の場合、は、祖父母等の課税のうち最も高い課税額で決定します。

Q. 公立保育所（園）、私立保育所（園）、認定こども園等、施設によって保育料の違いはありますか？

A. 認可施設であれば保育料に違いはありません。施設毎にかかる実費（保護者会費、保育用品代、給食代など）に関しては各施設にお問い合わせください。

Q. きょうだいがいる場合、保育料が変わりますか？

A. 2・3号認定は、同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・特別支援施設等に入所、又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援、企業主導型保育を利用している場合、年齢の高い方から2番目以降の子どもは無料となります。ただし、市民税所得割の額の合計額が57,700円未満の世帯（2・3号認定）については、入所施設に関わらず年齢制限を撤廃します。

Q. 保育料の引落日は、いつですか？

A. 公立保育所・公立認定こども園、私立保育所は毎月月末です。（月末が土日祝の場合は、翌開庁日）その他の私立認定こども園、地域型保育事業は各施設にご確認ください。

Q. 子ども名義の口座でも保育料の引落しはできますか？

A. はい。

Q. 保育料を引落している口座の変更はできますか？

A. はい。口座振替依頼書での変更申込と、教育保育課窓口で専用端末を利用したペイジー口座振替受付サービスがあります。
なお、ペイジーは口座名義人本人しか手続きできません。

Q. 保育料が残高不足で引落しできませんでした。再度、引落しできますか？

A. いいえ。市が徴収している場合、引落しは一度しかできません。引落日前日までに口座の残高を確認し、入金をお願いします。残高不足で引落しできなかった場合、郵送する納付書でお支払いください。（督促手数料あり）

Q. 子どもが満3歳の誕生日を迎え、3号から2号に区分変更となりました。保育料は変更になりますか？

A. いいえ。3号から2号に変わる時点で保育料の変更はありません。満3歳になった年度内は3歳未満の保育料をお支払いください。翌年度4月の3歳児クラスからは保育料は無償になります。（実費別）

Q. 里帰り出産予定で、保育施設を1カ月程度休みます。保育料はどうなりますか？

A. 保育料は全額負担していただきます。

Q. 病気や入院で1カ月程度休みになる場合、保育料はどうなりますか？

A. 入所児童が病気や怪我のため、月毎の保育（開所）日数の過半数以上を欠席した場合、保育料の減免手続きをされますと、保育料の減免（減免率50%）が受けられます。

Q. 離婚する予定です。保育料はどうなりますか？

A. 離婚届の提出だけでは保育料の変更は生じません。離婚届の提出（離婚調停の場合は、調停申請の受理又は開始が確認できる裁判所発行の証明書のコピーの提出後）かつ、異動届を教育保育課まで提出し、住民票の住所異動（世帯分離だけでは不可）が確認できた後に、児童と同居している保護者の税額に応じて保育料が変更されます。離婚調停が不調に終わった場合には、保育料が変更となる場合がありますので、必ず速やかにお申し出ください。

Q. 課税額の変更があった場合、保育料も変更になりますか？

A. 変更される場合があります。課税額の変更がわかる課税証明書を提出してください。
変更がある場合、提出の翌月から反映します。

Q. 保育施設利用中に同居家族が障害者手帳等の交付を受けた場合、保育料が変更されますか？

A. 市民税所得割額の合計額が 77,101 円未満の世帯については、障害者手帳等のコピーを提出いただくことで保育料が変更される場合があります。

Q. 主食代・副食代はいくらですか？

A. 0～2歳児クラスは、保育料に含まれています。
3～5歳児クラスは、施設により異なります。また、主食は、施設で提供している場合と各家庭でご持参いただく場合があります。詳細は、施設別案内をご確認ください。
なお、年収 360 万円未満相当の世帯、第3子以降の子どもについては、副食費が免除となります。子どもが第3子（表◆部分に該当）にも関わらず、副食費の免除通知が届かなかった場合、必要な手続きがされていない可能性がありますので、教育保育課までご連絡ください。

【参考：3～5歳児クラスの2号認定子どもにおける副食費について】

3～5 歳児クラス		副食費免除の範囲								
		ひとり親・障害者がいる世帯等				その他世帯				
保育料 階層	市民税 所得割	多子の 算定 基準	第○子区分			多子の 算定 基準	第○子区分			
			第1子	第2子	第3子 以降		第1子	第2子	第3子 以降	
1	生活保護	き よ う だ い 全 て の 数	副食費 免除 (0円)		副食費 免除 (0円)	き よ う だ い 全 て の 数	副食費 免除 (0円)		副食費 免除 (0円)	
2－1	非課税									
2－2										
3－1										均等割のみ
3－2										1-48,599
4－1										48,600-50,899
4－2										50,900-54,699
4－3	54,700-57,699	施 就 設 学 利 前 用 子 者 の も の	施設が定める 副食費を支払う (有料)	◆	施 就 設 学 利 前 用 子 者 の も の	施設が定める 副食費を支払う (有料)	◆			
	57,700-77,100									
	77,101-96,999									
5－1	97,000-108,399									
5－2	108,400-168,999									
6－1	169,000-190,299									
6－2	190,300-300,999									
7－1	301,000-338,999									
7－2	339,000-396,999									
8	397,000以上									

<年齢については、学年での表記です>

注) 就学前子どもの施設利用者とは、小学校就学前で、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援施設、企業主導型保育等の利用者をいいます。